

○彦根市家庭教育協力企業協定制度実施要綱

(平成 27 年 10 月 1 日教委告示第 16 号)

改正 令和 7 年 8 月 21 日教委告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭の教育を始め子どもたちを育てる様々な営みを社会全体で支え合うため、企業(企業の事業所を含む。以下同じ。)と彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とが協定を結び、企業における子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進する制度を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この要綱において、「企業」とは、従業員を有し、事業活動を行う個人または法人その他の団体(教育委員会が適当でないと認めるものを除く。)をいう。

(取組の内容)

第 2 条 この制度に基づき教育委員会と協定を締結する企業は、別表取組 1 の項に掲げる取組および同表取組 2 の項から取組 5 の項までに掲げる取組のうち 1 以上の取組を行うものとする。

(申込み)

第 3 条 この制度の趣旨に賛同し、教育委員会と協定を締結しようとする企業は、彦根市家庭教育協力企業協定申込書(別記様式第 1 号)により、教育委員会に申込みを行うものとする。

(協定の締結)

第 4 条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を精査し、適當と認めるときは、彦根市家庭教育協力企業協定書(別記様式第 2 号)により、当該申込みを行った企業と協定を締結するものとする。

(協定締結企業の取組)

第 5 条 前条の規定により教育委員会と協定を締結した企業(以下「協定締結企業」という。)は、同条の協定書を企業の事務所内に掲示し、従業員に周知するとともに、第 3 条の申込書に記載した取組を主体的に進めるものとする。

(教育委員会の支援)

第 6 条 教育委員会は、協定締結企業の求めにより、または必要に応じて、次に掲げる協定締結企業の取組の支援を行うものとする。

- (1) 子育てについて学ぶ機会の支援
- (2) 教育委員会のホームページ等における当該協定締結企業の取組の紹介

(市民への情報提供)

第 7 条 前条第 2 号に規定するもののほか、教育委員会は、この制度に基づく協定締結企業の取組について、市民に対して情報提供に努めるものとする。

(協定の期間および更新)

第 8 条 協定の期間は、協定の締結の日から起算して 2 年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、協定の期間の満了時に、協定締結企業から特段の申出がない場合は、2 年間協定の期間を更新するものとし、以後も同様とする。

(取組状況の報告および次年度計画の提出)

第 9 条 協定締結企業は、彦根市家庭教育協力企業協定制度取組状況報告書(別記様式第 3 号)および彦根市家庭教育協力企業協定制度取組計画書(別記様式第 4 号)により、当該年度の取組状況および翌年度の計画を、毎年度、当該年度の末日までに教育委員会へ提出するものとする。ただし、教育委員会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(協定の解約)

第 10 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該協定締結企業と締結した協定を解約するものとする。

- (1) 協定締結企業から解約の申出があったとき。
- (2) 協定締結企業が当該協定に係る取組を履行していない、または取組が不十分であると認めるとき。
- (3) その他協定締結企業の信用失墜行為があったと認めるとき。

(協定書の返還)

第 11 条 前条の規定により教育委員会が協定を解約した場合は、協定締結企業は、協定書を遅滞なく返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(令和 7 年 8 月 21 日教委告示第 15 号)

この告示は、令和 7 年 8 月 21 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

区分	項目	取組の概要
取組1	家庭教育の大切さを従業員に啓発する。	職場で家庭教育について学ぶ機会を設けたり、家庭教育に関するポスターを掲示したりするなど、家庭教育の啓発に努める。
取組2	家族(大人)の働く後ろ姿を子どもたちに見せ、仕事について語り合う。	子どもたちが、働くことの大切さや喜びを学べるように、従業員の子どもたちに大人の働く姿を見せたり、地域の子どもたちを職場体験として受け入れたりする。
取組3	子どもたちの体験活動を支援する。	学校への出前授業、校外学習の受入れなど、学校支援および地域での様々な活動に、企業として積極的に協力・支援を行う。
取組4	従業員に学校へ行くことを呼びかける。	授業参観への出席、学校行事、PTA活動等への参加を働きかけたり、休暇を取りやすい環境に努めたりするなど、従業員が学校へ行きやすい環境づくりに努める。
取組5	企業独自の子育て関連事業を行う。	彦根市に所在する企業としてこの制度に参加し、子育て支援に向けて、企業が独自の積極的な取組を進める。